

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成28年2月3日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500291 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 1500049 号

第1 結論

請求期間のうち、昭和 39 年 4 月から同年 12 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 37 年 * 月から昭和 39 年 12 月まで

私は、請求期間当時、叔母の夫が経営していた個人事業所において、住み込みで働きながら、定期的に勤務先に来ていた集金人に対して、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたので、未納と記録されていることに納得できない。調査の上、請求期間について、保険料納付記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間を除き、請求期間後から 60 歳までの長期間にわたり国民年金保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、当該記号番号前後の記号番号の被保険者に係る資格取得日から、昭和 39 年 8 月以降に払い出されたと推認でき、請求者に係る国民年金手帳の印紙検認記録により、請求期間直後の昭和 40 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料は、同年 2 月 12 日に現年度納付していることが確認できる上、請求期間当時に請求者と同居していた叔母及び従兄は、請求期間と同時期の保険料が納付済みであることを踏まえると、請求期間のうち、昭和 39 年 4 月から同年 12 月までの期間について、請求者が、保険料を現年度納付することが可能でありながら、納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち、昭和 39 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間のうち、昭和 37 年 * 月から昭和 39 年 3 月までの期間について、請求者は、20 歳になった頃から、勤務先に来た集金人に対して国民年金保険料を納付しており、別の方法

で請求期間に係る保険料を納付した記憶はない、遑ってまとめて保険料を納付したかは覚えていない旨陳述しているところ、A市は、集金人が過年度保険料を収納することはなかったと思われる旨回答している。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても上記記号番号と別の記号番号を確認することができない上、請求者は、上記記号番号と別の記号番号が記載された年金手帳を所持したことはない旨陳述していることから、請求者は、上記記号番号が払い出されるまで国民年金の加入手続を行っていなかったものと考えられ、20歳の頃から国民年金保険料を納付していたとする請求者の主張と符合しない。

そのほか、請求者が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち、昭和37年*月から昭和39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500172 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500113 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 1 月
② 平成 18 年 12 月 28 日

私は、A 社 B 製造部に、短期の離職期間はあるものの、平成 17 年 2 月から平成 19 年 11 月まで期間従業員として勤務し、平成 18 年 1 月と同年 12 月に慰労金の名称で賞与を支給されたが、その賞与の年金記録が無い。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る平成 18 年 1 月及び同年 12 月の賃金台帳 (退職期間契約社員退職者集計表) により、請求期間①及び②に、それぞれ 60 万 6,000 円の賞与が、慰労金の名称で請求者に支給されていることが確認できる。

しかしながら、上記の平成 18 年 1 月及び同年 12 月の賃金台帳における厚生年金保険料控除額は、いずれも 0 円と記載されており、支給された賞与に係る保険料の控除は確認できない。

また、C 市から提出された請求者に係る給与支払報告書 (地方税法の規定により A 社が C 市に提出した書類) により、平成 18 年の社会保険料等の金額は、オンライン記録の当該年の標準報酬月額に基づく社会保険料とほぼ一致しており、事業主が請求期間①及び②の賞与から厚生年金保険料を控除したことを推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。